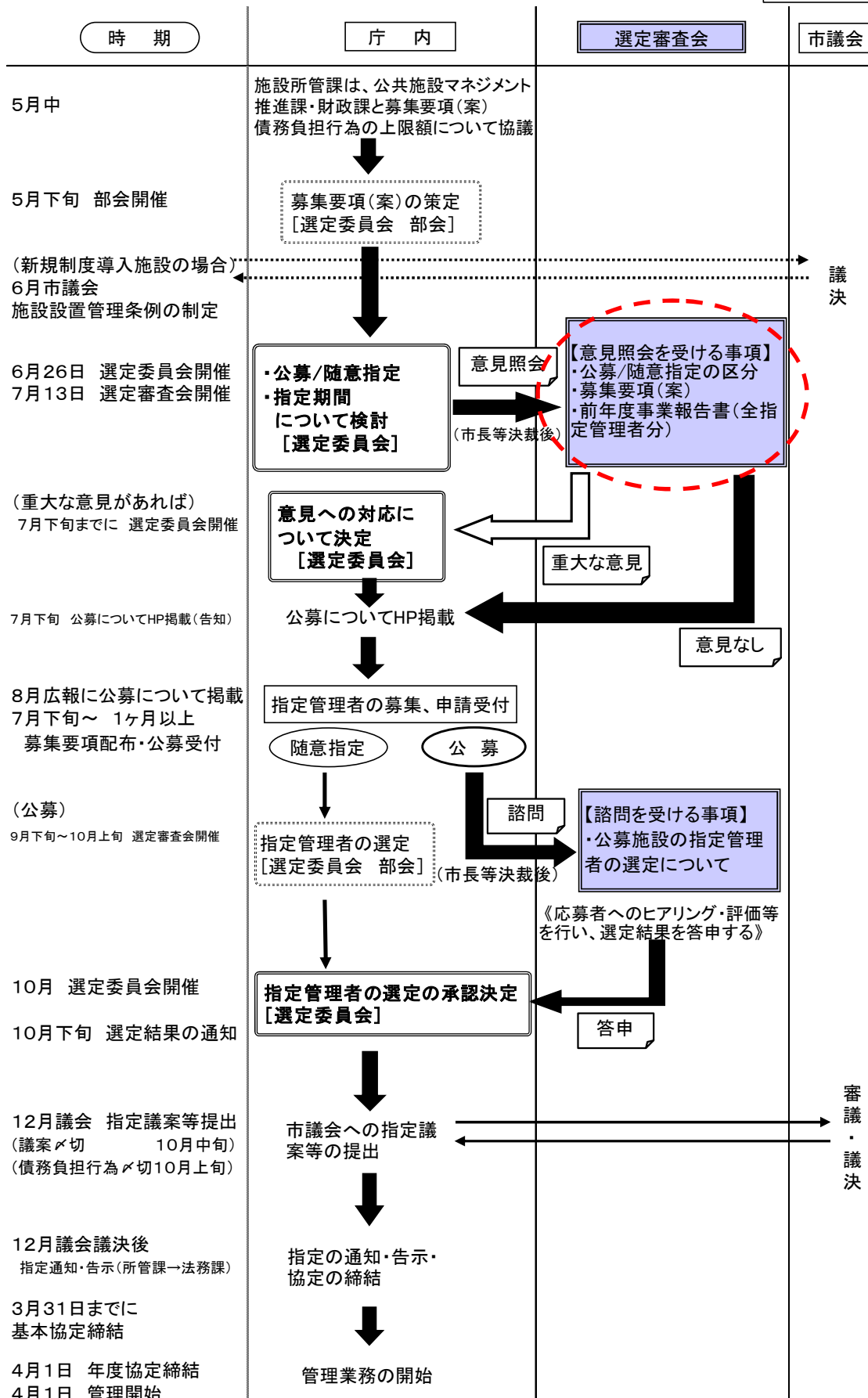


参 考 資 料

- 1 指定管理者の指定に関する事務の流れ P. 1
- 2 指定管理者制度導入施設 所管課・所管施設一覧 P. 2
- 3 越谷市公の施設に係る指定管理者選定審査会条例 P. 3
- 4 越谷市公の施設に係る指定管理者選定審査会 委員名簿..... P. 5

指定管理者の指定に関する事務の流れ

令和8年度版



指定管理者制度導入施設 部会別所管課・所管施設一覧

〔令和8年(2026年)4月1日現在〕

(6部・9課・35施設)

部会名	施設所管課	所管施設数	所管施設名
市長公室部会 (市長公室)	人権・男女共同 参画推進課	1	・男女共同参画支援センター
市民協働部会 (市民協働部)	市民活動支援課	10	・中央市民会館 ・北部市民会館 ・赤山交流館 ・大沢北交流館 ・蒲生交流館 ・南部交流館 ・大袋北交流館 ・桜井交流館 ・南越谷交流館 ・市民活動支援センター
	スポーツ振興課	11	・総合体育館 ・市民球場 ・総合公園多目的運動場 ・総合公園庭球場 ・しらこぼと運動公園競技場 ・しらこぼと運動公園第2競技場 ・しらこぼと運動公園野球場 ・しらこぼと運動公園庭球場 ・しらこぼと運動公園ソフトボール場 ・弓道場 ・市民プール
	市民課	1	・斎場
福祉部会 (福祉部)	障害福祉課	2	・こぼと館 ・障害者就労訓練施設しらこぼと
高齢介護部会 (高齢介護部)	高齢福祉課	4	・けやき荘 ・くすのき荘 ・ゆりのき荘 ・ひのき荘
都市整備部会 (都市整備部)	市街地整備課	1	・越谷駅東口駐車場
	公園緑地課	3	・花田苑 ・キャンベルタウン野鳥の森 ・越谷総合公園
教育総務部会 (教育総務部)	生涯学習課	2	・コミュニティセンター ・こしがや能楽堂

○越谷市公の施設に係る指定管理者選定審査会条例

平成19年3月30日

条例第5号

改正 平成27年12月21日条例第48号

令和2年12月16日条例第41号

令和8年12月23日条例第36号

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条第1項に規定する公の施設に係る指定管理者（法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の選定に当たり、公平性及び透明性を確保するため、市長の附属機関として、越谷市公の施設に係る指定管理者選定審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 審査会は、市長又は越谷市教育委員会（以下「市長等」という。）の諮問に応じ、指定管理者の選定に関し必要な事項について審査する。

2 審査会は、前項に定めるもののほか、指定管理者の選定に関し市長等から意見照会を受けた事項について、市長等に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審査会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、法律、企業経営又は施設管理等について識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審査会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審査会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会長は、審査会の会議を招集する。

- 2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員は、自己が関与する法人その他の団体が審査の対象となるときは、その審査に参加することができない。
- 5 審査会の会議は、公開する。ただし、公開することにより法人その他の団体の利益を侵害し、又は会議の進行に著しい支障が生じることが明らかであると審査会が認めるときは、この限りでない。

(関係者の出席等)

第7条 審査会は、審査のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(委員の責務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第9条 審査会の庶務は、財務部公共施設マネジメント推進課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会が別に定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成27年条例第48号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年条例第41号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和7年条例第36号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

越谷市公の施設に係る指定管理者選定審査会 委員名簿

(任期：令和7年（2025年）7月1日から令和9年（2027年）6月30日まで)

(順不同・敬称略)

氏 名	役 職 等	備考
うえのはら ひであき 上ノ原 秀晃	文教大学 人間科学部准教授	会長
いがり ひろみ 猪狩 廣美	聖学院大学 大学院 政治政策学研究科特任教授 聖学院大学 政治経済学部特任教授	副会長
おかだ だい 岡田 大	埼玉弁護士会越谷支部推薦	
つねかわ ようこ 恒川 洋子	関東信越税理士会越谷支部推薦	
もり まさひこ 盛 雅彦	公認会計士・税理士	